議員提出議案第18号

固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書 上記の議案を提出する。

平成30年12月17日

提出者 12番 梅沢 とよかず 13番 伊藤 よしのり 19番 かわごえ 誠一 22番 秋 家 聡 明 23番 平田 みつよし 30番 小 林 ひとし 31番 中 村 しんご 32番 三小田 准 一 33番 小 山 たつや 34番 く ぼ 洋 子 35番 黒柳 じょうじ 40番 大 高 拓

葛飾区議会議長 筒井 たかひさ 殿

固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書

小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。

このような状況の中で、東京都が実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」は、厳しい経営環境下に置かれている小規模事業者にとって、事業の継続や経営の健全化への大きな支えとなっている。

これらの軽減措置等が廃止となれば、小規模事業者の経営や生活は厳しいものになり、 ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済に大きな影響を及ぼすことにもなりかね ない。

よって、本区議会は東京都に対し、下記の事項について取り組むことを強く求めるものである。

記

1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を平成31年度以降も

継続すること。

- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を平成 31年度以降も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き 下げる減額措置を平成31年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。